

<令和4年度 入札・契約制度等説明会に関する質問回答一覧>

※令和4年4月27日 一部修正

* 工事に関する説明会: 令和4年4月12日(火)10:30~12:00

質問内容	回答内容
<p>新たに設けられた「施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)」について、従来の施工能力評価型 I 型では説明書に「技術的所見については、発注者が示す仕様に基づく施工における技術的所見を求めるものであり、発注者が示す仕様を超えた品質向上方策を求めるものではない。」といった記載があり、オーバースペックな所見を抑制していたが、施工計画重視型では評価基準が「効果」となっているが扱いは同じと考えて良いか。</p> <p>また、今年度の施工計画重視型の発注は、どのような工事で何件程度予定しているのか教えていただきたい。</p>	<p>従来の技術提案評価型では、標準案より向上するプラスアルファの部分を評価していますが、施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)は技術提案評価型との差別化もあり、積極的に標準案以上の内容を求める設定はしない予定です。例えば、「品質に関して、より確実な品質確保のための方策」といった内容の所見を想定しています。ただし、評価に際してプラスアルファの所見を全く排除するものではなく、内容に応じて判断することを考えています。詳細については今後、具体的な案件が出てきた際に対象工事の簡易な施工計画等説明書にて補足します。</p> <p>なお、施工計画重視型の今年度の発注については現時点では未定です。対象として、地盤改良のような単一工程の案件を想定していますが、具体的な案件及び件数は決まっておりません。</p>
<p>作業船の評価で、作業船の保有と環境性能の配点が大きく、作業船を保有している者と保有していない者で加算点の差が大きくなるが見直しはしないのか。</p>	<p>作業船の評価については、港湾工事に不可欠な作業船が減少していることに対応して、新たな建造、更新を促すインセンティブとして加算しているものであり、現状の評価内容で、引き続き効果を検証して参ります。</p>
<p>本日の説明会で使用された資料のうち 技術提案作成にかかる留意事項のPDF資料が入手できませんでしたので配布若しくは他資料の掲載箇所に掲載いただけないでしょうか。</p>	
<p>今回、10:30-12:00で開催をしていただいた工事に関する説明会の資料について お伺いをしたいのですが、『議事次第 3.説明会 (2)令和4年度 入札・契約の対応方針(工事)について』の説明の際に技術提案に関する資料があったと思います。 その資料を配布していただくことは可能でしょうか。 既に配布をしている場合は、お手数ですが、掲載場所を教えてください。</p>	<p>※ 本件について、多数のご意見を頂いたことを鑑み、資料を掲載しました。 なお、これまで通り、技術提案評価型発注工事の公告資料の一部として、当該工事の概要、技術提案内容、評価基準とともに情報開示しますので、個別工事の入札手続きにおいては、そちらをご確認願います。</p>
<p><工事に関する説明会>で資料として2番目に説明頂いた技術提案書に関する作成等の資料はHP上に掲載されているのでしょうか? 資料として 1. 令和3年度入札・契約状況/令和4年度入札・契約の対応方針(工事) 2. 令和4年度事業実施における取組みについて(工事) はチェックしています。 探してもなかなか見つからず、申し訳ありませんが、教示願えればありがたいです。</p>	
<p>『地元作業船の活用を促進する取り組み(地元作業船活用評価型)』について 資料には当該港の所在する県内に本店を有する地元企業が所有する作業船を活用する場合加算する。と記載がありますが、作業船の保有割合の記載がありません。 『作業船の保有及び環境基準達成状況の評価』のように保有比率で加算割合が変化するのでしょうか。それとも所有とは100%保有を示すのでしょうか。</p>	<p>地元作業船活用評価型における「地元企業が所有する作業船」の所有とは、 ・地元企業が100%自社保有する船舶 ・地元企業の親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%保有する船舶 ・地元企業の親会社と共有で100%保有する船舶 ・地元企業がファイナンスリースする船舶 となります。</p>
<p>『チャレンジ型における競争性の改善(中国独自)』について しゅんせつ工事Bランクにおいては、7割以上の会社が作業船を保有しております。国の取り組みに、Bランクの各社が新造船建造に対応して多大な投資を行ってきたところです。 Bランク案件工事のチャレンジ型では『作業船の保有及び環境基準達成状況の評価』の項目を残して頂きたいと強く要望いたします。 このチャレンジ型の本来の趣旨は施工実績や優良表彰のない会社との差を無くするものと理解しております。作業船を保有している会社と保有していない国の取り組みにこたえていない会社との差は有るべきと考えます。 また、現在新造船を発注しても3年以上の待ちが発生している現状を考慮していただき『作業船の保有及び環境基準達成状況の評価』の継続的な存続も併せて強く要望します。</p>	<p>総合評価落札方式において、その一部でチャレンジ型を取り入れるのは、中国管内直轄工事の実績を有しないものの、技術力及び参加意欲のある者について、受注実績を有する者と競争可能な条件で競ってもらうことで契約の競争性を確保していくことを目的としております。 チャレンジ型については、過去の同種工事の入札参加者数を考慮して競争性の確保に配慮しつつ適用し、通常評価タイプと併用して参りますのでご理解をお願いします。 また、作業船の保有及び環境性能については、作業船の新造、保有への重要なインセンティブと認識しております。</p>
<p>(入札・契約の対応方針) P8地元作業船活用型についてご教示願います。 災害時等における地元作業船活用の観点からすれば、同種工事の施工実績を加算1点→2点とするより、過去5年間の表彰やゴールドカードの加算が優良な社であり、災害時の対応等に迅速且つ適切に対応できると考えられます。同種工事の施工実績への加算となった理由を差し支えなければご教示願います。</p>	<p>本評価項目は公表しております説明資料に記載の通り、「大規模災害時の航路啓閉・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため」新たに設定したものです。同種工事の施工実績への配点増については、評価項目の変更に伴う配点調整によるものですが、同種工事の施工実績の評価により当該工事の適切な履行と品質確保に寄与するものと考えております。</p>
<p>(入札・契約の対応方針) P12専門的な技術者資格の評価における加算対象資格について、どのような工事の場合にどのような資格が加算対象となるか、公告前(又は年度初め)に対応表等で公表いただくことは可能でしょうか。予め公表いただければ、各社高得点者の配置のため、資格取得を推奨することで技術力の向上も期待できます。 発注工事の工事内容と評価対象資格の対応表を公表頂ければ一助となります。 例: 浚渫工事の場合は海上工事施工管理技術者(Ⅰ類:浚渫)を加算する 等</p>	<p>工事における専門的な技術者資格の評価について、工事内容と評価する技術者資格の基本的な考え方を中国地方整備局港湾空港部ホームページに掲載の「令和2年度 入札・契約の対応方針(工事)(PDF)」P12に記載しておりますのでご参照ください。 なお、個別の工事での評価対象資格の適用につきましては、当該工事の技術提案説明書にてご確認をお願いします。</p>
<p>(入札・契約の対応方針) P20 施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)において、A:効果が高い B:効果が限定的 一:効果が無い においてどのような違いで評価が変わるのか、評価のポイント、留意点等あれば、ご教示願います。</p>	<p>施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)の評価指標の「効果」につきましては、想定される標準的な施工に対して、提出された技術的所見の効果(着目した課題への解決方策の期待される効果)にて判断することとしております。技術的所見の留意事項につきましては、対象工事の簡易な施工計画等説明書にて補足します。</p>
<p>(事業実施における取組みについて) P7 荒天リスク精算型試行工事について、ご説明の中では浜田港、境港での適用とのことでしたが、他港で適用されるご予定はありますでしょうか。 例: 供用係数の高い鳥取港や台風時の瀬戸内海の各港 等。</p>	<p>令和4年度は波浪の影響を受けやすい日本海側で試行することとしており、浜田港、境港、鳥取港の工事で試行します。</p>

* 業務に関する説明会: 令和4年4月12日(火)14:00~14:45

質問内容	回答内容
<p>令和4年度港湾請負工事積算基準で、現地調査業務(測量など)の協議・報告歩掛が新たに設定されたが、どのような場合に計上されるのか。</p>	<p>協議報告が必要な場合は、特記仕様書に明示した上で必要な費用を計上することとしております。</p>